

三総第14号の2
令和5年5月24日

三田市立ひまわり特別支援学校
保護者会 様

三田市長 森 哲 男



要望書について（回答）

立夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年4月14日付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。なお、学校教育部にかかる質問につきましては、教育委員会から取り寄せた回答となります。

記

1 医療的ケア児が毎日登下校の送迎を受けられるようにしてください。（教育支援課回答）

日常的に医療的ケアが必要な子どもたちへの支援が求められているところであり、三田市教育委員会としましても、ひまわり特別支援学校児童生徒への登校支援について、これまでから保護者負担の軽減について検討・実施しているところです。

お尋ねの件は、3月の学校説明会においてもご説明いたしましたが、現在、三田市においては、登録により許可を得ている送迎業者が1社しかなく、また小児看護の専門性の高い看護師の早朝における複数名の確保が難しいこと等が大きな課題となっており、現業者の協力により、一人につき月1回の運行回数で支援を行っているところです。

「運行回数をもう少し増やせないか」というご要望につきましては、教育委員会としても重要なこととして認識しております。近隣他市町の業者も調査しており、可能性がある業者については訪問し、聞き取りを行う等、三田市の状況に応じた情報取得に取り組み、持続的で安全な登校支援を行えるよう、その拡充に向け鋭意努力を行っておりますが、これまではコロナ禍という状況もあり、送迎の拡充について事業者との条件がうまく折り合わず、難航しているのが実情です。

当該支援は、ひまわり特別支援学校における重要な課題であると認識していることから「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の理念に基づき、医療・福祉等の専門家の集まる会合での情報収集を行うとともに、関係機関とも連携し、登校中の車内での医療的ケアが必要な児童生徒が安心して通学できる登校支援について、今後とも引き続き調査研究に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

2 障害児にかかる医療費や手当の所得制限の緩和を求めます。（障害福祉課、国保医療課、子ども家庭課回答）

福祉医療費助成事業につきましては、兵庫県との共同事業として実施しております。所得制限の運用においては、兵庫県の制度では世帯合算により所得判定を行います。三田市独自の運用により、世帯内で最も所得が高い方の所得で判定することとしており、

兵庫県制度よりも各世帯の経済的負担に配慮した運用を行っております。

また、令和3年10月からは高校生の入院医療費の無償化を行う等、負担の大きい部分には重点的支援を行う制度となるよう取り組んでおりますので、今後も三田市の財政状況や社会情勢を勘案し国・県と十分な連携を図りながら、特に経済的負担が大きくなる世代への支援対象の拡充を検討する等、子育て環境の充実に努めてまいります。

障害児福祉手当及び特別児童扶養手当につきましては、身体又は精神に重度・中度の障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的として「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、全国一律で支給額や支給にかかる所得制限等が規定されており、三田市の裁量により所得制限を緩和することはできませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

障害児福祉サービスの自己負担上限額につきましては、国が「障害児通所給付費負担上限額の算定に関する基準」を定め、負担が重くなりすぎないように低所得の方に配慮した負担上限額が全国一律に設定されております。

三田市としましては、障害のある子どもを育てるご家庭の経済的負担が軽減できるよう、今後も国・県との連携を図るとともに、社会情勢の変化にも対応しながら、当該制度をはじめ様々な支援施策の適切な運用に努めてまいりますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

3 ひまわり特別支援学校保護者会との定期的な面談を求めます。(障害福祉課回答)

三田市の子ども施策・障害者(児)施策の推進や見直し等を行う場合には、状況に応じて関係機関や各種団体、当事者の皆さまからご意見等を聞かせていただき、様々な機会を通じて課題や実情を把握しながら丁寧な対応に努めているところです。また、三田市に寄せられたご要望等につきましても貴重なご意見、ご提案として施策推進の参考とさせていただきます。

こうした状況において、ご要望の定期的な面談につきましては、数多くの団体やグループ等がある中で個々に定期的な面談の機会を設けていくことは難しいのが実情であり、今後も必要な場合には適宜適切に対応させていただきたいと考えていますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

<問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課 (TEL 079-559-5035)

※回答させていただいた内容に質問等がございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。